

知事意見への反映状況

知事意見		審議会
【全般的事項】	1. 技術指針に則った評価 各項目における評価の記載内容に不十分な点が見受けられる。山梨県環境影響評価等技術指針（平成11年告示第72号）に則り、保全措置を講じない場合の影響と講じた場合の改善の内容と程度を可能な限り定量的に評価したうえで、回避・最小化・代償の順で、より環境に配慮しているかどうかを説明することとし、補正評価書に記載すること。	○
【個別事項】 （騒音）	2-1. 騒音 （1）予測地点の設定理由の追加説明 騒音予測地点の設定理由について、住居の位置、ヘリコプターの飛行ルートや高度等の情報を整理したうえで説明し、補正評価書に記載すること。	○
（水質汚濁）	2-2. 水質汚濁 （1）土砂流出防止対策の具体的内容の記載と対策の確実な実施 土砂流出防止対策について、一般的例示の記載となっているが、対策を実施する場所ごとに、建設発生土の量、対策設備の内容・規模・位置及びこれらの維持管理方法を、図等も用いて具体的に補正評価書に記載すること。 なお、一般的な保全対策の実施により、沢等への土砂流出のおそれがないとして水生生物の調査等を行っていないことなどから、各保全対策を維持管理を含め確実に実施し、水生生物の保全に万全を期すこと。	○
（植物）	2-3. 植物 （1）保全措置の必要性の再検討 一般的な保全対策（改変面積の最小化等）の実施を前提とした予測結果にて、事業の影響範囲内に保全すべき植物種が確認されているにもかかわらず、影響範囲外に多く生育することのみを理由に保全措置の検討が行われていないことは不適切である。 保全措置を講じないことにより残る影響を明らかにしたうえで、希少性などの特徴を踏まえて保全措置の必要性を再検討し、それらについて補正評価書に記載すること。	○
	（2）希少種に係る追加の保全措置の検討 希少な着生ランは、着生樹木の状態や周辺の湿度などの生育環境が重要であることから、防風ネットの敷設や作業員の立入制限を主とした保全対策では不十分である。 専門家と相談しながら、現生育場所及び移植する場合の移植場所における生育環境を詳細に確認したうえで保全措置を検討し、補正評価書に記載すること。	○
（動物）	2-4. 動物 （1）ヘリコプターの運航に係る計画の再検討 ヘリコプターの運航に係る計画について、クマタカへの影響検討が不十分であることから、次の事項を踏まえ詳細に影響を予測し、ヘリコプターの運航に係る計画の見直しを含め、クマタカに配慮した十分な回避・最小化を検討したうえで、その結果を補正評価書に記載すること。 ①巣とヘリコプター基地及び飛行ルートとの距離 ②巣からのヘリコプターの視認時間 ③巣におけるヘリコプター騒音の大きさと継続時間	○
	（2）クマタカに対する保全措置の追加実施等 ヘリコプター基地の設置等の工事やヘリコプターの運航が、クマタカに影響を及ぼす可能性が高いことから、工事中は毎日、ビデオカメラや監視員などによりクマタカへの影響を監視するとともに、監視結果をコンディショニング（馴化）等の保全措置に反映させることとし、その監視及び反映の具体的な計画を補正評価書に記載すること。	○
	（3）クマタカに係る工事終了後の調査の実施 クマタカに係る保全措置の効果を検証するため、工事終了後もクマタカの調査を実施することとし、その具体的な計画を補正評価書に記載すること。	○
（生態系）	2-5. 生態系 （1）生態系に係る評価の追加実施 生態系の評価について、注目種としたクマタカに係る記載のみではなく、事業の実施が次に与える影響についても検討、評価し、補正評価書に記載すること。 ①地域の植生や地域を特徴づけるクマタカ以外の動植物など、生態系の重要な構成要素への影響 ②ハビタット（生物の生息・生育地）や水源かん養など、生態系の果たす重要な機能への影響	○
（景観・風景）	2-6. 景観・風景 （1）景観に係る評価の再実施 予測結果について、事業の実施による景観への影響は少ないなどとしているが、次の点を踏まえ再評価し、補正評価書に記載すること。 ①鉄塔等の施設のない景観、保全措置未実施の景観、保全措置を実施した景観を比較したうえでの保全措置の考え方や効果 ②周辺に存在する住居等の人工物と合わせた鉄塔等の施設の見え方、及びその見え方が地域の風景や主要な眺望地点からの景観に及ぼす影響	○

※南部町長からの意見はなし